

平成28年11月1日

関係する皆さまへ

社会福祉法人 県央福社会
理事長 佐 瀬 睦 夫

当法人職員による利用者さんの預金の流用について

当法人内共同生活援助事業所第3ゆりの木ホームにおいて、平成26年11月から平成27年10月に渡り当法人職員が利用者さんの通帳から現金を引き出し、その現金が不明となる事故がありました。また調査をしたところ預り金の使用明細が不明なものがあることが判明し、利用者さんのテレホンカード等が紛失していることがありました。

利用者さん・ご家族の皆さま及び関係各法人の皆さまに対し、深くお詫び申し上げます。

事故の概要、原因、今後の再発防止策について下記の通り報告いたします。

今後二度とこのような事故を起こさないよう、内部統制を高め、利用者さん・ご家族に安心して利用いただける法人運営に努めてまいります。

1. 事故の概要

第3ゆりの木ホームでは、利用者Aさんから通帳を預かり月々の利用料やお小遣いを職員が通帳から引き出していました。

- 1) 平成26年11月から平成27年10月に渡り、非常勤職員（出納職員）は毎月の利用料を引き出す際に、利用料の金額に上乘せ引き出し、自らの判断で使用していました。領収書や使用明細がなく、結果使途不明金となりました。（9回合計10万円）
- 2) 平成27年2月から平成27年10月に渡り、ヘルパー利用の際に、出納帳に渡した金額の記載はあるものの、「領収書等使った金額の明細」及び「おつり」がありませんでした。（34回合計約28万円）
- 3) 平成27年7月に記帳のため預かった利用者さんの通帳が紛失し、平成28年4月に再発行を依頼したところ、平成27年10月に何者かによって約1万円引き出されていることがわかりました。
- 4) 平成28年3月に利用者さんの居室からテレホンカード約100枚が紛失しました。

2. 事故の原因

当法人では、利用者さんからの現金等の預りについては、「社会福祉法人 県央福社会 利用者預り金等取扱規程」を定めていましたが、規程内容とは異なる運用を行っていました。

- 1) 利用料の請求書の記載から、預金払出依頼書の記載及び押印、預金の引き出し、領収書の記載をすべて1人の非常勤職員で行われていました。
- 2) 預り金管理規定に基づき、所長は利用者Aさんの預り金報告を行っていました。但し、報告書に記載する際に、通帳の明細をそのまま転記し、領収書等で金額が正しいかどうかの検証はしていませんでした。
- 3) 第3ゆりの木ホームの会計を担当する職員も、渡された封筒の金額をその場で確認することも領収書や通帳で金額が正しいことの検証も行われてい

ませんでした。

3. 内部牽制及び再発防止策

法人で定めている規程が実行力のない規程となっていたため、現実的な規程を定め、内部牽制が機能する仕組み作りを行っていきます。

- 1) 報告書作成方式から、「出納簿」「証票類」のコピーを提出する方式へ改め、簡素化します。また提出された内容は、法人本部で「出納簿」と「証票類」の整合性を確認する「事業所」「本部」のダブルチェック体制にします。
- 2) 出納簿への記載方法等について、法人統一したマニュアルを作成し、職員が記載しやすく、管理者が確認しやすいようにします。
- 3) 出納職員について、任命時及び年度毎に研修を行い、職員が正確かつ安心して現金管理ができるようにします。
- 4) 管理者が業務管理を定期的に行うよう指導し、職員間のコミュニケーション強化に努めてまいります。
- 5) コンプライアンス担当職員が定期的に事業所を巡回し、チェックリストに基づき事業所で適切な運営ができているか確認していきます。

以 上